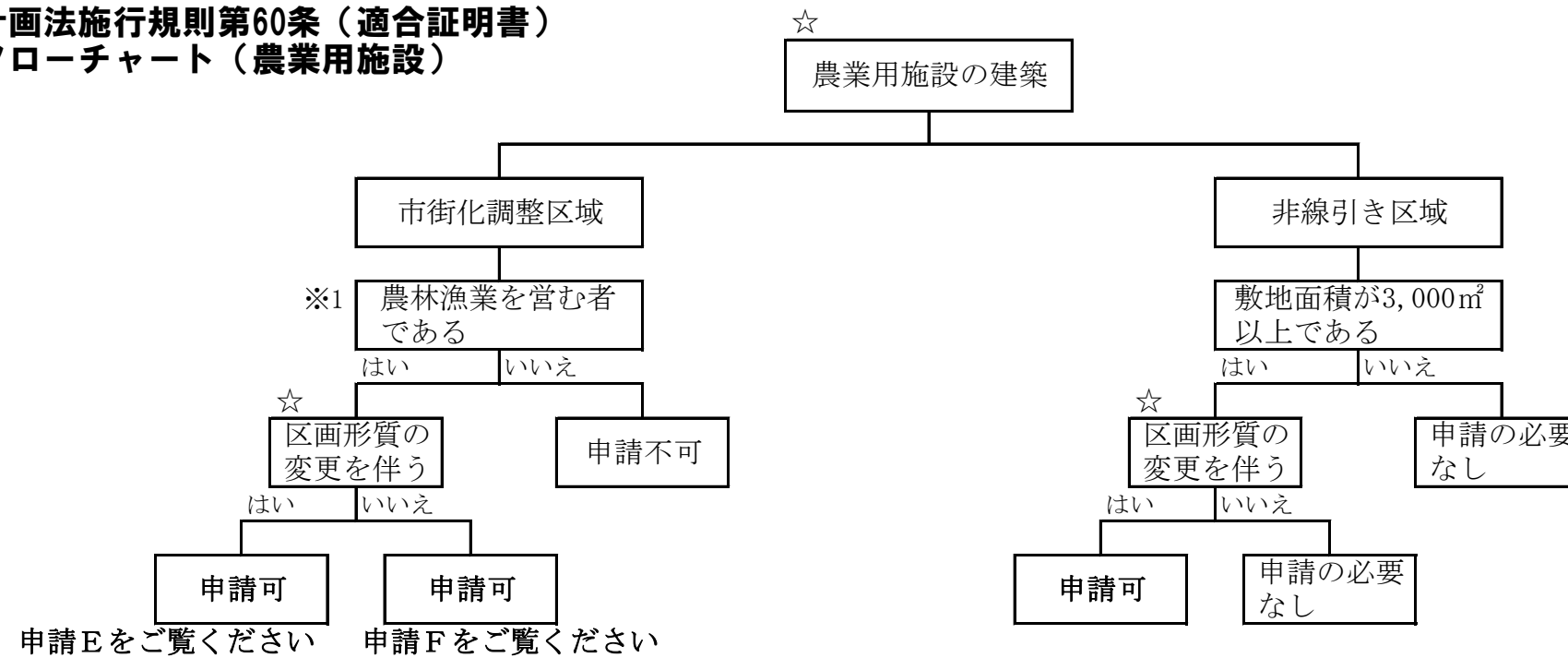


**都市計画法施行規則第60条（適合証明書）
申請フローチャート（農業用施設）**



☆農業用施設とは

政令第20条

第1号 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工受精施設、
孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類
する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に
供する建築物

第2号 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設
その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材
の貯蔵又は保管の用に供する建築物

第3号 家畜診療の用に供する建築物

第4号 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上
必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に
供する建築物

第5号 前各号に掲げるもののほか、建築面積が90平方メー
トル以内の建築物

☆区画形質の変更とは

- 1 区画の変更
道路や生垣等による土地の物理的な区分の変更。
- 2 形状の変更
 - ① 盛土をした土地の部分の高さが50cmを超えるもの。
 - ② 切土をした土地の部分の高さが1mを超えるもの。
 - ③ 盛土と切土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分の高さが50cm以下で、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分の高さの合計が1mを超えるもの。
 - ④ 前記①～③に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をして行う土地の面積が500㎡を超えるもの。
- 3 性質の変更
宅地以外の土地を宅地とする場合で、その面積が500㎡を超えるもの。

※1 農林漁業を営む者とは、耕作農家については農業委員会、畜産農家については農業政策課に登録されている農業者を対象とします。
林業、漁業その他の農業者については、都市計画課土地対策係までご相談ください。

注 上図は農業用施設を対象としたものです。